

令和7年亀岡市議会定例会12月議会

提出予定議案の概要

令和7年亀岡市議会定例会12月議会提出予定議案

1 議 案

(予算関係)

- (1) 令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 令和7年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 令和7年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 令和7年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (5) 令和7年度亀岡市水道事業会計補正予算(第1号)
- (6) 令和7年度亀岡市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (7) 令和7年度亀岡市病院事業会計補正予算(第2号)

(条例制定関係)

- (1) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) かめおか防災広場設置条例の制定について
- (5) 亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (6) 亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (8) 亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例の制定について
- (9) 亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例の制定について
- (10) 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(契約関係)

- (1) 財産の取得について

(その他)

- (1) 損害賠償額の決定について
- (2) 川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定について

2 報 告

(地方自治法第180条関係)

(1) 損害賠償額の決定について

会 計 別 予 算 の 状 況

(単位：千円)

会 計 別		補正前の額	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計 (第4号)		49,373,000	2,655,400	52,028,400
特 別 会 計	国民健康保険事業会計 (第2号)	9,438,832	2,932	9,441,764
	介護保険事業会計 (第2号)	7,551,673	489,085	8,040,758
	後期高齢者医療事業会計 (第2号)	1,674,257	187	1,674,444
	水道事業会計 (第1号)	3,189,400	9,375	3,198,775
	下水道事業会計 (第2号)	5,405,900	△ 9,616	5,396,284
	病院事業会計 (第2号)	4,059,883	133,571	4,193,454

補 正 予 算 会 計 別 主 要 内 容

1 一般会計（第4号）

（単位：千円）

款 別	補正予算額	主 な 内 容	金 額
議 会 費	△ 2,747	議員人件費増 職員人件費減	1,058 △ 3,905
総 務 費	1,236,647	特別職給与費増 職員人件費増 過年度還付金増 ふるさと力向上経費増 知事選挙経費	315 334,823 118,697 751,189 18,000
民 生 費	911,328	職員人件費増 障がい福祉推進事業経費増 介護保険事業特別会計繰出金増 地域介護基盤整備促進事業経費増 障がい者福祉サービス事業経費増 子ども・子育て支援給付経費増	118,573 1,250 65,506 51,900 278,842 323,488
衛 生 費	129,838	職員人件費減 病院事業会計繰出金増 予防接種経費増	△ 25,188 105,000 27,348
農 林 水 産 業 費	△ 123	職員人件費減 鳥獣対策事業経費増	△ 4,869 3,856
商 工 費	23,578	職員人件費減 観光推進経費増	△ 21,710 44,915
土 木 費	40,933	職員人件費増 公園緑地管理経費増	12,856 27,390
消 防 費	310,178	京都中部広域消防組合負担金増 災害対策経費増	80,778 229,400
教 育 費	5,768	職員人件費減 生涯スポーツ振興経費増 学校給食施設整備事業費	△ 48,825 5,000 68,624
計	2,655,400		
財 源	2,655,400	一般財源 ・ 市税 ・ 地方消費税交付金 ・ 地方交付税 ・ 繰越金 特定財源 ・ 国府支出金 ・ 寄附金 ・ 繰入金 ・ 市債 ・ その他	330,000 80,000 299,135 206,670 464,094 505,000 540,718 201,900 27,883

2 継続費

変更前

(単位:千円)

款	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	学 校 施 設 整 備 事 業 (小 ・ 中 学 校 費) (育 親 学 園 校 舎 等)	3,867,036	令和6年度	1,173,578
			令和7年度	2,693,458

変更後

(単位:千円)

款	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	学 校 施 設 整 備 事 業 (小 ・ 中 学 校 費) (育 親 学 園 校 舎 等)	4,087,146	令和6年度	1,173,578
			令和7年度	2,594,214
			令和8年度	319,354

3 繰越明許費

(単位:千円)

款 別	事業名	金 額
消 防 費	災害対策事業	229,400

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 管 理 経 費	令和7年度から 令和10年度まで	291,000
選 挙 業 務 委 託 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	8,530
塵 芥 処 理 事 務 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	61,836
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	40,173
塵 芥 収 集 運 搬 業 務 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	58,700
資 源 化 推 進 事 業 等 業 務 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	65,292
し 尿 収 集 運 搬 業 務 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	49,078
川の駅・亀岡水辺公園管理経費	令和7年度から 令和11年度まで	16,400
スクールバス運行業務委託経費	令和7年度から 令和10年度まで	187,598
外国語指導助手派遣業務委託経費	令和7年度から 令和10年度まで	36,300
生 涯 ス ポ ー ツ 振 興 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	5,000

5 特別会計

(単位：千円)

会 計 別	補正予算額	主 な 内 容	金 額
国民健康保険事業 (第2号)	2,932	一般管理費減 償還金及び還付加算金増	△ 1,225 3,816
介護保険事業 (第2号)	489,085	介護サービス等諸費増	446,500
後期高齢者医療事業 (第2号)	187	一般管理費増	103
水道事業 (第1号)	9,375	営業費用増	8,844
下水道事業 (第2号)	△ 9,616	営業費用減	△ 13,565
病院事業 (第2号)	133,571	医業費用増 特別損失増	48,981 77,165

6 特別会計 債務負担行為

(単位：千円)

会 計 別	事 項	期 間	限 度 額
水道事業 (第1号)	水処理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,602
下水道事業 (第2号)	年谷浄化センター汚泥 運搬・処分業務委託等経費	令和7年度から 令和8年度まで	203,653
病院事業 (第2号)	市立病院廃棄物運搬・ 処理業務委託等経費	令和7年度から 令和8年度まで	48,000

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等
の一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること。

- (1) 令和7年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
12月	1.725月分	1.775月分

- (2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.725月分	1.750月分
12月	1.775月分	1.750月分
合計	3.50月分	3.50月分

- 2 亀岡市特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給与等を次のとおりとすること。

- (1) 常勤の特別職の職員の給料

職名	現行	改正後
市長	985,000円	1,000,000円
副市長	787,000円	799,000円
病院事業管理者	664,000円	674,000円
教育長	694,000円	704,000円

- (2) 常勤の特別職の職員の退職手当の支給率

職名	現行	改正後
市長	100分の550	100分の530
副市長	100分の325	100分の315
病院事業管理者	100分の280	100分の270
教育長	100分の280	100分の270

(3) 非常勤の特別職の職員の報酬

区分	現 行	改正後
1 教育委員会委員	年額 1,000,000 ^円	年額 1,016,000 ^円
2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000	月額 123,000
3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000	月額 54,000
4 選挙管理委員会委員長	年額 389,000	年額 395,000
5 同委員	年額 277,000	年額 281,000
6 公平委員会委員長	年額 223,000	年額 227,000
7 同委員	年額 155,000	年額 157,000
8 農業委員会会長	年額 243,000	年額 247,000
9 同副会長	年額 219,000	年額 222,000
10 同委員	年額 194,000	年額 197,000
11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000	年額 197,000
12 スポーツ推進委員	年額 36,000	年額 37,000
13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700	日額 9,900
14 介護認定審査会委員	日額 14,300	日額 14,500
15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300	日額 14,500
16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700	日額 9,900

- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用すること。ただし、2の(1)及び(2)の改正については、令和8年1月1日から、1の(2)及び2の(3)の改正については、令和8年4月1日から施行すること。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、
期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当について、次のとおり改正
すること。

(1) 本給の改正

ア 民間給与との較差を解消するため、初任給を引き上げると
ともに、若年層に重点を置きつつ、その他職員も含め給料表
の給料月額を増額改定すること（改定率 平均3.20％）。

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和7年12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合を
それぞれ0.025月分引き上げて、次のとおりとすること。

	現 行	改正案	増 減
期 末 手 当			
（一般職員）	100分の125	100分の127.5	100分の2.5
（幹部職員）	100分の105	100分の107.5	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の70	100分の72.5	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の60	100分の62.5	100分の2.5
勤 勉 手 当			
（一般職員）	100分の105	100分の107.5	100分の2.5
（幹部職員）	100分の125	100分の127.5	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の50	100分の52.5	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の60	100分の62.5	100分の2.5
合 計			
（一般職員）	100分の230	100分の235	100分の5
（幹部職員）	100分の230	100分の235	100分の5
（再任用一般職員）	100分の120	100分の125	100分の5
（再任用幹部職員）	100分の120	100分の125	100分の5

イ 令和８年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすること。

	６月期	１２月期	計
期 末 手 当			
（一般職員）	100分の126.25	100分の126.25	100分の252.5
（幹部職員）	100分の106.25	100分の106.25	100分の212.5
（再任用一般職員）	100分の71.25	100分の71.25	100分の142.5
（再任用幹部職員）	100分の61.25	100分の61.25	100分の122.5
勤 勉 手 当			
（一般職員）	100分の106.25	100分の106.25	100分の212.5
（幹部職員）	100分の126.25	100分の126.25	100分の252.5
（再任用一般職員）	100分の51.25	100分の51.25	100分の102.5
（再任用幹部職員）	100分の61.25	100分の61.25	100分の122.5
合 計			
（一般職員）	100分の232.5	100分の232.5	100分の465
（幹部職員）	100分の232.5	100分の232.5	100分の465
（再任用一般職員）	100分の122.5	100分の122.5	100分の245
（再任用幹部職員）	100分の122.5	100分の122.5	100分の245

(3) 通勤手当の改定

ア 支給額の改定

距離区分に応じ、支給額の引上げ改定を行うこと。

イ 駐車場の利用に対する通勤手当の新設

通勤のために駐車場を利用する職員に対し、５，０００円を上限として駐車料金の額に相当する額を加算して通勤手当を支給すること。

２ その他所要の規定整備を図ること。

３ この条例は、公布の日から施行し、令和７年１２月１日から適用すること。ただし、１の(1)の改正については、令和７年４月１日から適用し、１の(2)のイ及び(3)並びに２の改正については、令

和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改定すること。
- 2 本市一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に準じ、本市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すること。ただし、第30条の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。

かめおか防災広場設置条例案要綱

- 1 大規模災害が発生した場合の地域防災拠点、救助物資等の集積拠点及び緊急避難場所とするため、かめおか防災広場を設置すること。
- 2 使用料、使用の許可、使用者の管理義務等所要の規定を設けること。
- 3 目的外使用の許可、目的外使用料の規定を設けること。
- 4 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。
- 5 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、亀岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に必要な設備及び運営に関する基準を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に伴い、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和８年４月１日から施行すること。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例案要綱

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係する条例について規定整備を図ること。
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとすること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市企業立地促進条例を廃止すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
 - (1) この条例の施行の日前において、旧条例の規定に基づき指定を受けた指定工場等については、この条例の施行の日以後も旧条例の規定を適用すること。
 - (2) この条例の施行の日以後の旧条例に規定する立地について、市長が特に認めるものについては、旧条例の規定を適用すること。
 - (3) 旧条例の規定による指定工場等の決定や指定の取消しに当たり、亀岡市企業立地審査会による審査が必要なことから、審査会は、この条例の施行の日以後もなお存続するものとする。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり
条例案要綱

- 1 自然環境を重視した食と農によるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる次の事項を定めること。
 - (1) 市は、環境への負荷を可能な限り低減し、将来にわたり持続可能なまちを次世代に継承する施策を実施すること。
 - (2) 市は、食農教育や農業体験等食育を通じて、食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を育てること。
 - (3) 市は、食と農への多様な関わり方を認め合い、環境、社会及び経済のバランスが保たれるまちを構築すること。
 - (4) 市民及び団体は、食と農によるまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、まちづくりに主体的に取り組むよう努めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

財 産 の 取 得 に つ い て

- | | | | |
|---|-------------|---|-----|
| 1 | 名 称 及 び 数 量 | 塵芥車（2 t、圧縮型） | 3 台 |
| 2 | 購 入 金 額 | 金 3 9 , 5 0 1 , 0 0 0 円 | |
| 3 | 購 入 先 | 亀岡市保津町貳番 3 9 番地の 1
株式会社カークリニック・セキモト
代表取締役 安 川 史 朗 | |
| 4 | 購 入 方 法 | 指名競争入札 | |
| 5 | 契 約 概 要 | 塵芥車の更新計画に基づき塵芥車（2 t、圧縮型）を 3 台購入する。 | |

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 17,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住者
- 3 概要

令和4年8月1日に、亀岡市立病院において、頸椎症性脊髄症に対する手術を施行した相手方に、術後、四肢不全麻痺症状が出現した。以後、1年間に渡ってリハビリテーションを行ってきたが、著明な改善は見られず、症状固定した。

相手方に対する一連の手術手技と四肢不全麻痺症状との因果関係は断定できず、かつ、医療過誤を疑う手技や所見は存在しないが、当該手術を機に症状を発症していることから、一連の手術手技と相手方の症状の間に何らかの関係があることは否定できないため、今回の重篤な結果を鑑み、患者救済及び家族の負担軽減の点から総合的に考え、相手方に損害賠償金を支払うものである。

川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者
の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
川の駅・亀岡水辺公園	保津川遊船企業組合	令和8年4月1日～ 令和12年3月31日

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 1, 089, 756円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和7年4月2日午後3時頃、亀岡市大井町小金岐地内において、市車両が市道小金岐土田線から市道南金岐土田線の交差点に右折進入したところ、市道南金岐土田線を北進してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷し、相手方が負傷した。